

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 栃木厚生年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

昭和44年9月にA社に入社し、45年3月に同社B工場から同社C工場に転勤したが、この際の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の記録をみると、申立人と同じように当該期間の記録が欠落している者が複数人確認できることから、事業主が昭和45年3月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 1913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

昭和44年10月にA社に入社し、47年1月まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の記録をみると、申立人と同じように当該期間の記録が欠落している者が複数人確認できることから、事業主が昭和45年3月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 1914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

日本年金機構からの手紙で、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることを知ったが、昭和43年4月にA社に入社し、45年3月にB工場へ配転となり、平成19年8月まで継続して勤務したので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿、健康保険資格期間証明書、及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の記録をみると、申立人と同じように当該期間の記録が欠落している者が複数人確認できることから、事業主が昭和45年3月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年9月1日まで

A社B工場へ入社後、同社本社が管理するC営業所へ異動し勤務していた時期の年金記録が欠落している。同一企業に昭和48年6月20日まで継続して勤務しており、保険料も控除されていた。記録が間違っていると思われるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社B工場から同社C営業所に異動した複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社が管理する同社Dセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年9月のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1916

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ44万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る住民税課税資料により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、住民税課税資料に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ44万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料支払明細書に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1918

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ84万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る確定申告書により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、確定申告書に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ84万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1919

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ46万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る住民税課税資料により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、住民税課税資料に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ46万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1920

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日の標準賞与額を29万円、同年12月20日の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成19年12月25日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料支払明細書に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から、申立期間①は29万円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③については、申立人が所持している給料支払明細書により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほか厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1921

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日の標準賞与額は、47万6,000円、同年12月20日の標準賞与額は、47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る住民税課税資料により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、住民税課税資料に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は47万6,000円、申立期間②は47万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1922

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日及び同年12月20日の標準賞与額を、それぞれ19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る住民税課税資料により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、住民税課税資料に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ19万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成16年8月10日の標準賞与額を8万8,000円、同年12月20日の標準賞与額を23万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月20日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚から提出された給料支払明細書及び申立人に係る住民税課税資料により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給料支払明細書及び住民税課税資料に記入されている給与収入額及び社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万8,000円、申立期間②は23万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1924

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月2日から32年1月22日まで  
A社B工場に勤めていた期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の健康保険番号の前後各51名の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年1月22日の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者は19名おり、このうち脱退手当金の支給記録のある者は17名であり、全員が資格喪失時から4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても代理請求された可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約1か月後の昭和32年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 10 日  
② 平成 16 年 12 月 20 日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与が支給されているので、年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が認められるのは、事業主が、被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされている。

A社の元事業主の回答により、申立人は、平成 16 年 12 月 20 日に当該事業所から賞与の支給を受けたことが認められるが、当該事業主は、同年 8 月の賞与は支給していないとしている上、B市が保管する申立人に係る税務関係資料には同年の社会保険料控除額の記載はあるものの、オンライン記録の標準報酬月額から同年の社会保険料額を計算すると、同社から申立人に対し支給された賞与支給額からは厚生年金保険料が控除されていないと推認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に、その主張する標準報酬賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1926 (事案 127、373、1382、1736、1843 及び 1881 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 25 日から 23 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、兵役による休職を経て、昭和 21 年 1 月から A 社に復職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は 23 年 3 月からとなっているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

申立期間②について、当時、子供がそれぞれ小学校、中学校、高校に入学し、給料が 5 万円になったことを記憶しているが、年金事務所の記録は実際の給料の額と大きく相違しているので記録を訂正してもらいたい。

申立期間③について、その期間だけ標準報酬月額が 3 万 9,000 円に下がった記録になっているが、当時、給料が下がることはなかったので記録を訂正してもらいたい。

以上のとおり、申立期間①から③までについて、これまで何度か申立てを行ったが認められなかった。しかし、年金事務所の記録は明らかに間違っているので再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が退職時に A 社と交わした退職金及び功労金の支給に係る「覚書」によると、退職金及び功労金の支給対象となった期間について、「昭和 21 年～昭和 54 年勤続に対して」と記載されていることから、申立人が当該事業所において勤務していたことがうかがえるが、申立

人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、平成20年10月8日付け、21年8月27日付け、23年1月27日付け、及び24年4月20日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、平成24年9月14日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立期間③については、A社が保管する給与台帳によると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない額又は同額であることが確認できることなどを理由として、平成23年9月30日付け、及び24年9月14日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立期間①、②及び③の再申立てに当たり、申立人は、「新しい資料は無いが、第三者委員会の結論に納得できない、記録を訂正してほしい。」と主張している。

年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法や厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）等に基づき記録の訂正の要否を判断することとしているが、特例法に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉徴収しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合である。

しかしながら、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除、申立期間②及び③における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。